

～第3種踏切道において発生した、列車と軽自動車との衝突による死亡事故～

鉄道事業者名：西日本旅客鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：令和5年9月3日 16時27分ごろ

発生場所：山口県岩国市

岩徳線 米川駅～周防高森駅間（単線）

中原踏切道（第3種踏切道：踏切遮断機なし、踏切警報機あり）

岩国駅起点21k763m付近

<概要>

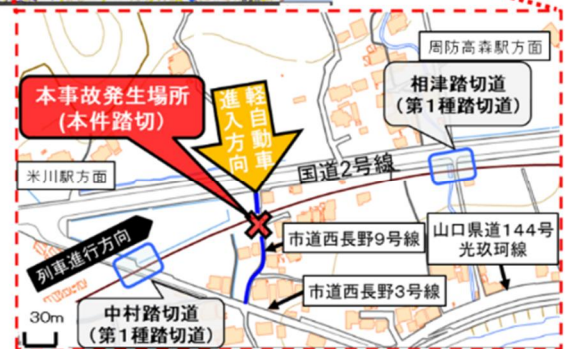
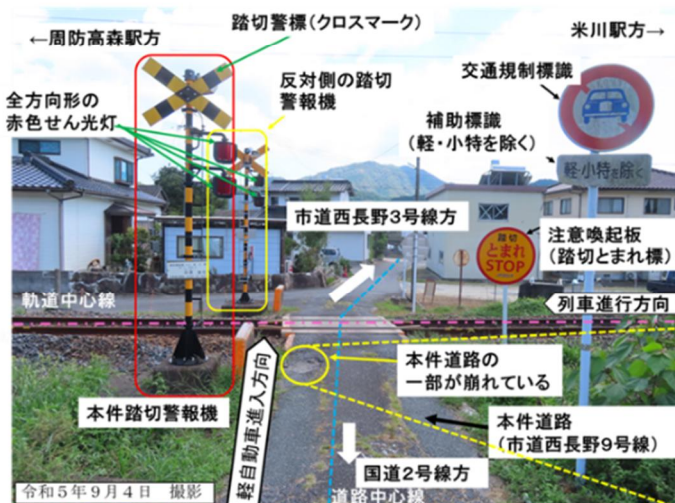
西日本旅客鉄道株式会社の岩徳線徳山駅発岩国駅行き上り第2236D列車の運転士は、令和5年9月3日（日）、米川駅～周防高森駅間を速度約54km/hで走行中、中原踏切道（第3種踏切道）の左側から進入してくる軽自動車を認め、直ちに気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用した。が、列車は同自動車と衝突した。

この事故により、同自動車の運転者が死亡し、同乗者及び列車の乗客1名が負傷した。

<事故現場周辺図>



<中原踏切道の状況>



※この図は、国土院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成



<原因>

本事故は、踏切警報機が設けられた第3種踏切道である中原踏切道において、列車の接近により踏切警報機が動作している状況で軽自動車と同踏切道に進入したため、同列車と同軽自動車が衝突したことによって発生したものと推定される。

同列車が接近している状況で、同軽自動車と同踏切道に進入したことについては、同軽自動車の運転者が同列車の接近に気付いていなかった可能性が考えられるが、同軽自動車の運転者が死亡しているため、詳細を明らかにすることはできなかった。

<再発防止のために望まれる事項>

踏切遮断機のない第3種踏切道は、安全性向上のためには踏切道を廃止するのが望ましく、廃止できない場合は踏切遮断機を設置し、第1種踏切道に改良すべきである。

また、本件踏切の廃止又は第1種化が実施されるまでの間、同社及び岩国市は、警察署等と協力し、同種踏切道の通行者に対して、啓発活動や注意を促す看板等の設置により同種踏切道の通行者に踏切通行時の一時停止と安全確認を促すことが望ましい。

さらに、同社及び同市には本件踏切以外にも第3種及び第4種踏切道が存在していることから、同社及び沿線自治体等の関係者は、これらの踏切道の廃止又は第1種化について、合意形成へ向け継続して協議を進めていくことが望ましい。

<事故後に講じられた措置>

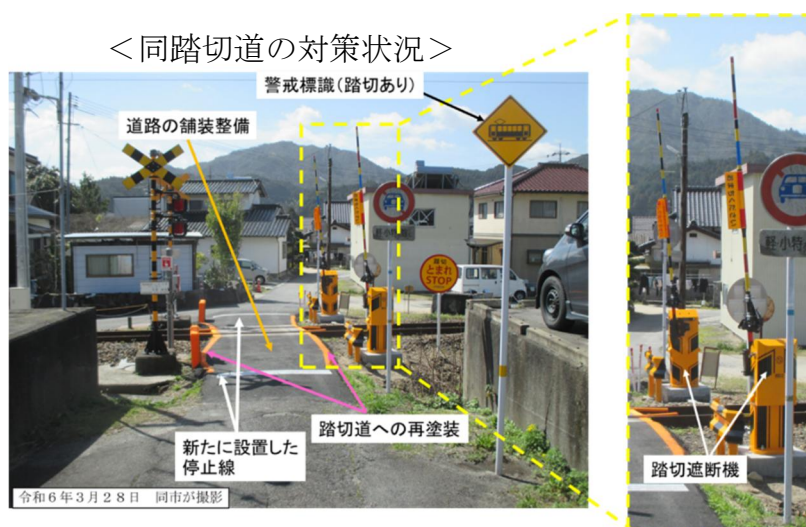
同社及び同市は、本事故後に同踏切について以下のような取組を実施した。

(1) 同社が講じた措置

- ① 同踏切道の視認性向上のため、同踏切道に再塗装を行った。
- ② 同踏切道に踏切遮断機を設置し、第1種踏切道に改良した。

(2) 同市が講じた措置

- ① 同踏切道の手前に、警戒標識（踏切あり）を設置した。
- ② 同踏切道の舗装整備を行った。
- ③ 同踏切道の手前に、停止線を設置した。



詳細は、運輸安全委員会ホームページ (<https://www.mlit.go.jp/jtsb>) より、
鉄道事故調査報告書をご覧ください。